令和８年度　建設業法等研修会

（１）建設業法等の改正について

（２）譲渡及び譲受の認可申請について

（３）監督処分について

和歌山県　県土整備部
県土整備政策局　技術調査課

令和８年度　建設業法等研修会

（１）建設業法等の改正について

（２）譲渡及び譲受の認可申請について

（３）監督処分について

和歌山県　県土整備部
県土整備政策局　技術調査課

（１）建設業法等の改正について

第三次・担い手３法（令和６年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手３法を改正**

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた処遇 ●多様な人材の雇用管理の改善	●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保
担い手確保	価格転嫁（労務費へのしわ寄せ防止）	●スライド条項の適切な活用（変更契約）	●資材高騰分等の転嫁円滑化 － 契約書記載事項 － 受注者の申出、誠実協議
担い手確保	働き方改革・環境整備	●休日確保の促進　●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】	●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
生産性向上		●ＩＣＴ活用（データ活用・データ引継ぎ） ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進	●ＩＣＴ指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化
地域における対応力強化	地域建設業等の維持	●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化（ＪＶ方式・労災保険加入）	（参考） ◇公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
地域における対応力強化	公共発注体制強化	●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】	

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（概要）

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

・建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

（参考1） 建設業の賃金と労働時間
建設業※ 432万円／年（▲15.0%） 2,018時間／年（+3.1%）
全産業 508万円／年 1,956時間／年
※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和5年） 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（令和５年度）

（参考2） 建設業就業者数と全産業に占める割合（ ）内
［H9］ 685万人（10.4%） ⇒［R5］ 483万人（7.2%）
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

・建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。

処遇改善 賃金の引上げ
労務費へのしわ寄せ防止 資材高騰分の転嫁
働き方改革 生産性向上 労働時間の適正化 現場管理の効率化

⇒ 担い手の確保

⇒ 持続可能な建設業へ

概要

黄色部分：令和７年12月12日施行
それ以外：令和６年施行済

1．労働者の処遇改善

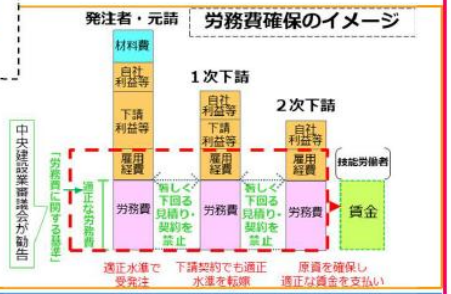
○労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化
➡ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

○「労務費に関する基準」の勧告
・中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告

令和６年施行により中建審に作成権限が付与
→令和７年12月２日に作成され、実施が勧告された

○適正な労務費等の確保と行き渡り
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
➡ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表（違反建設業者には、現行規定により指導監督）

○原価割れ契約の禁止を受注者にも導入



2．資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

○契約前のルール
・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象（リスク）の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化
・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

○契約後のルール
・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3．働き方改革と生産性向上

○長時間労働の抑制
・工期ダンピング対策を強化（著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止）

○ICTを活用した生産性の向上
・現場技術者に係る専任義務を合理化（例．遠隔通信の活用）
・国が現場管理の「指針」を作成（例．元下間でデータ共有）
➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※ 多くの下請業者を使う建設業者
・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化（ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可）


技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



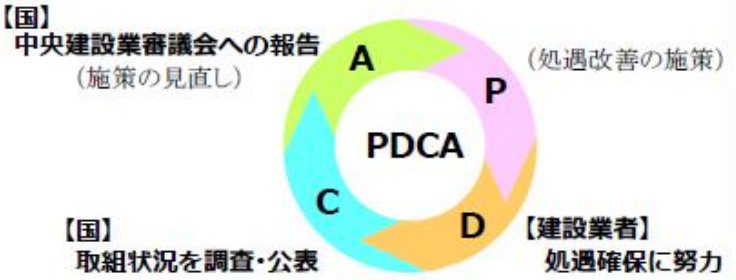
1．処遇改善

国土交通省

（1）建設業者の責務、取組状況の調査

○ 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務**化

➡ 国は、建設業者の取組状況を**調査**・**公表**、中央建設業審議会に**報告**



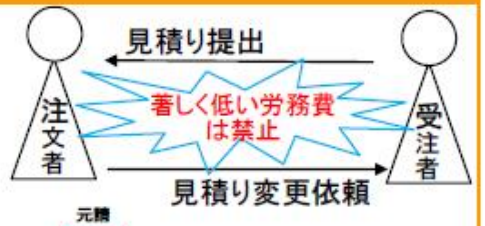
（2）労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

○ 中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・**勧告**

○ **著しく低い労務費**等※による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を**禁止**　※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

➡**違反**して契約した**発注者**には、国土交通大臣等が**勧告**・**公表**

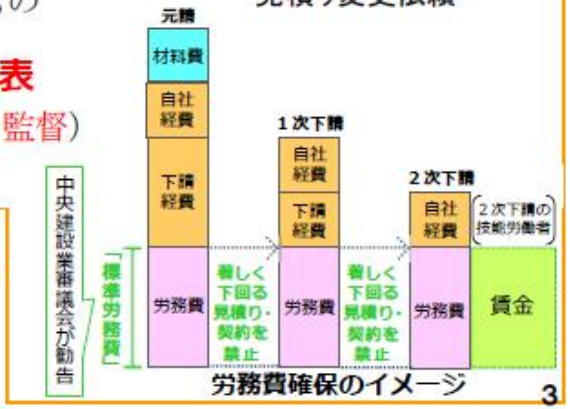
（違反して契約した建設業者(注文者・受注者とも)には、現規定により、指導・監督）



（3）不当に低い請負代金の禁止

○ **総価での原価割れ契約**を**受注者**にも**禁止**

（現行）注文者は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。



労務費確保のイメージ

2. 資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止

国土交通省

契約前のルール

○ 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書**の**法定記載事項**として明確化



（出典）国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」（令和4年度）

契約書
第○条　請負代金の変更方法
- 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- 変更額は、**協議して定める。**

○ 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を注文者に**通知**する**義務**



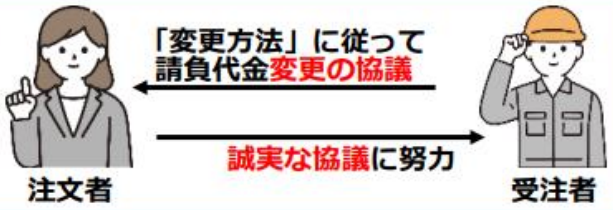
資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

○ 契約前の通知をした**受注者は**、注文者に請負代金等の**変更を協議できる。**

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる義務



期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

3. 働き方改革と生産性向上

国土交通省 ⑦

【機密性2】

（1）働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに受注者にも禁止

（現行） 注文者は、工期ダンピングを禁止

（参考）工期不足の場合の対応

1位	作業員の増員	25%
2位	休日出勤	24%
3位	早出や残業	17%

4割超

（出典）国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」（令和4年度）

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

② 工期変更の協議円滑化

契約前
○ 受注者は、資材の入手困難等の「おそれ情報」を注文者に通知する義務

（注）不可抗力に伴う工期変更は、契約書の法定記載事項（現行）

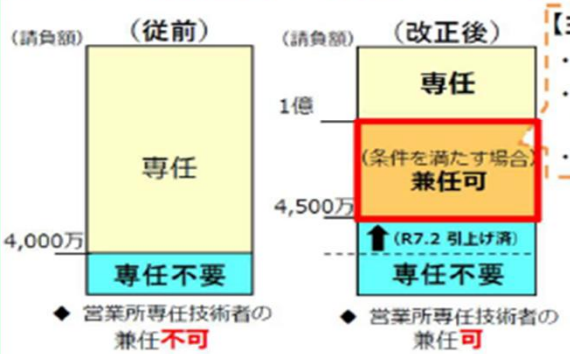
契約後
○ 上記通知をした受注者は、注文者に工期の変更を協議できる。

➡ 注文者は、誠実に協議に応ずる努力義務※

※ 公共発注者は、協議に応ずる義務

（2）生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化



【主な条件】
- 兼任する現場間移動が容易
- ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
- 兼任する現場数は一定以下

＜例＞遠隔施工管理



（注）請負額の基準額は、建築一式工事にあっては2倍の額

② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が現場管理の「指針」を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、効率的な現場管理を努力義務化

※多くの下請け業者を使う建設業者

＜例＞ 元下間のデータ共有



○ 公共発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化
（ICT活用で確認できれば提出は不要に）

◇建設業法の一部改正関係

（建設工事の請負契約の内容）
・請負契約の締結に際する書面の記載事項の追加（第19条第１項関係）
・不当に低い請負代金による請負契約の締結の禁止（第19条の３第２項関係）
・著しく短い工期による請負契約の締結の禁止（第19条の５第２項関係）

（建設工事の見積り等）
・著しく低い額による建設工事の見積もりの禁止等（第20条関係）

（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供）
・工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等（第20条の２関係）

（施工技術の確保に関する建設業者等の責務）
・労働者の適切な処遇の確保に関する建設業者の責務（第25条の27第２項関係）
・情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工の確保（第25条の28関係）

（主任技術者及び監理技術者の設置等）
・監理技術者等の選任義務の合理化（第26条第３項関係）
・営業所技術者等に関する監理技術者等の職務の特例（第26条の第５関係）

（国土交通大臣による調査等）
・建設工事の労務費に関する基準の作成等（第40条の４関係）
・国土交通大臣による調査等（第40条の４関係）

令和８年度　建設業法等研修会

（１）建設業法等の改正について

（２）譲渡及び譲受の認可申請について

（３）監督処分について

和歌山県　県土整備部
県土整備政策局　技術調査課

（２）譲渡及び譲受の認可申請について

譲　渡　側

権利と義務の全てを承継

許可業種　経審の結果　監督処分歴　その他

譲　受　側

法人成り、代替わり、
会社の合併、会社の分割、
死亡に伴う相続

建設業者としての地位を承継する
＝譲渡側と**同じ立場**になる



行政庁

譲受側は、建設業を承継してきちんと
営業できる体制にあるのだろうか？

書類を審査し、適切であれば**認可**

認可申請を考えている場合は

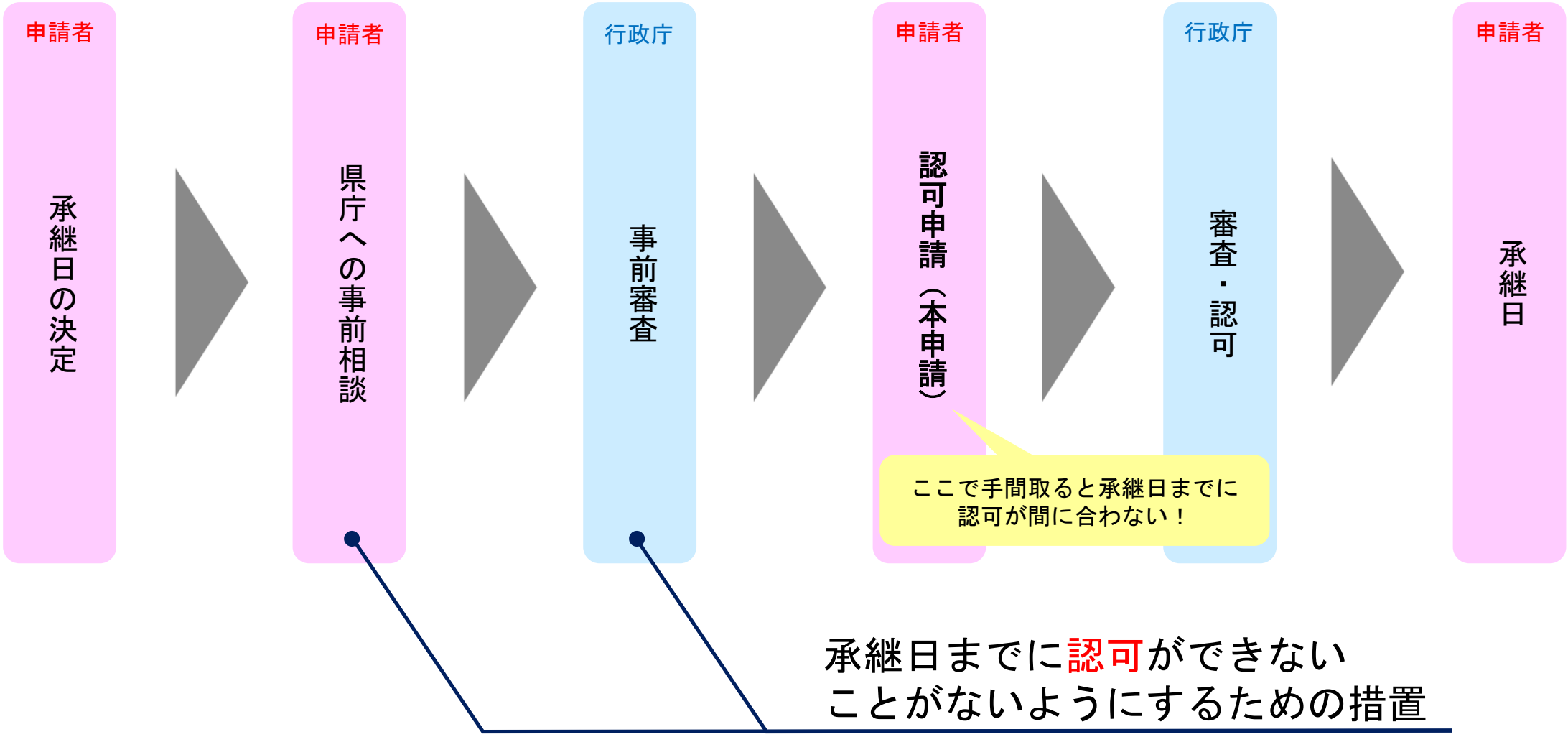
事前に、
できるだけ早く、
県庁技術調査課にご相談を！

認可は急にはできません！

入札参加資格の承継も同時にご相談ください。

和歌山県HP　https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/kyoka/index.html

認可申請の流れ

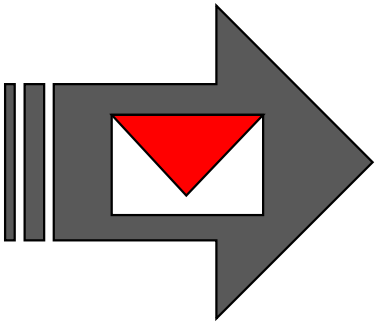

申請者
承継日の決定
申請者
県庁への事前相談
行政庁
事前審査
申請者
認可申請（本申請）
行政庁
審査・認可
申請者
承継日
ここで手間取ると承継日までに
認可が間に合わない！
承継日までに認可ができない
ことがないようにするための措置

事前相談の方法

認可申請書

※申請日は空欄
※譲渡契約書、株主総会議事録等は「案」

「建設業に係る許可申請又は認可申請の際の持参書類」



１部郵送 or
メール送信

郵送の場合

〒640-8585
和歌山市小松原通1-1
和歌山県県土整備部
技術調査課建設業班　あて

メール送信の場合

E-mail
e0811004@pref.wakayama.lg.jp

県HPに掲載しています。
https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/kyoka/d00209095.html

申請書類作成に当たっての注意点〈様式第十五号 貸借対照表〉

様式第十五号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

法人成の場合

貸　借　対　照　表

令和　年　月　日　時点

（社名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位　千円）

法人設立時の貸借対照表の日付と内容を記載してください

現金預金	
受取手形	
完成工事未収入金	
有価証券	
未成工事支出金	
材料貯蔵品	

ONE POINT

その他の財務諸表については、代替わり等の個人間承継、譲受側が新設の法人である場合は、日付を空欄にし、余白に「決算日未到来」と記載してください

申請書類作成に当たっての注意点〈様式第十五号 貸借対照表〉

様式第十五号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

個人事業の承継（相続・代替わり等）の場合

貸　借　対　照　表

令和　年　月　日　時点 見込み

（会社名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

産　の　部

千円

日付は、「承継日 時点**見込み**」としてください。

現金預金
受取手形
完成工事未収入金
有価証券
未成工事支出金
材料貯蔵品

ONE POINT

その他の財務諸表については、代替わり等の個人間承継、譲受側が新設の法人である場合は、日付を空欄にし、余白に「決算日未到来」と記載してください

申請書類作成に当たっての注意点〈様式第七号の２別紙一　常勤役員等の略歴書　等〉

別紙　　（用紙Ａ４）

常勤役員等の略歴書

現住所	和歌山市小松原通1-1		
氏名	常勤　太郎	生年月日	年　月　日生
職名	代表取締役（常勤見込み）		

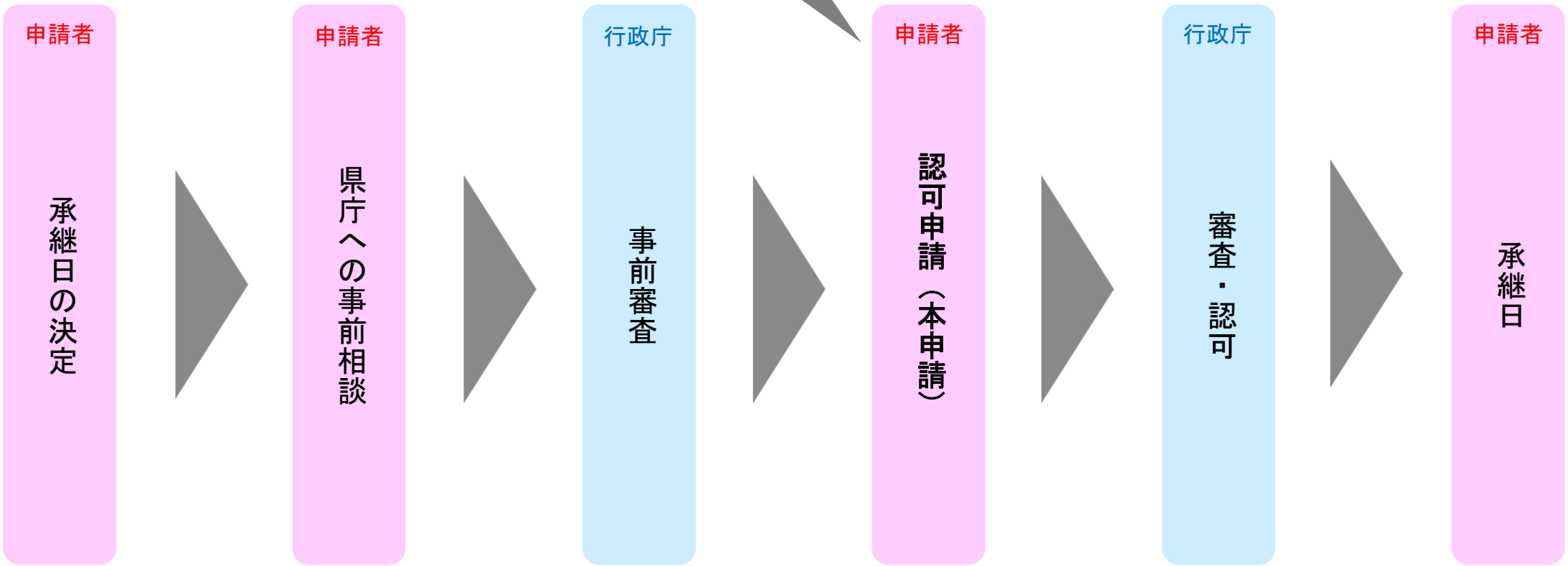
	期間	従事した職務内容
職	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	

承継後常勤となる方は、
申請時点では「常勤見込み」と記載してください。

ONE POINT
「様式第二十二号の五 別紙一　役員等の一覧表」等、常勤・非常勤の別を記載する必要のある様式についても同様に、申請時点では「常勤見込み」と記載してください。

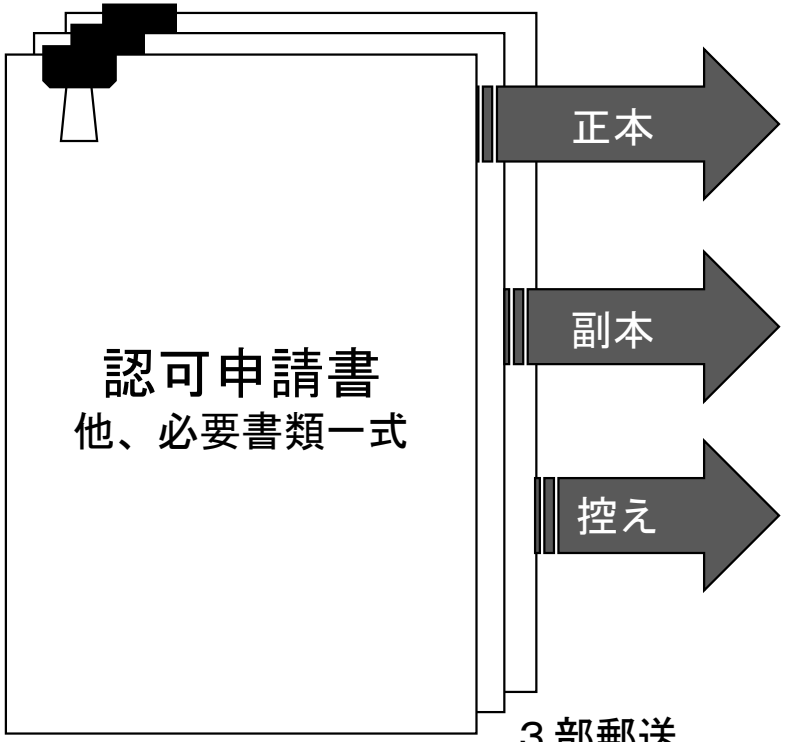
認可申請の流れ

個人事業主の死亡による
相続の場合は、死亡日から
30日以内に本申請が必要！



承継日の３０日前（土日祝日含まず）
までに申請を！

本申請の提出

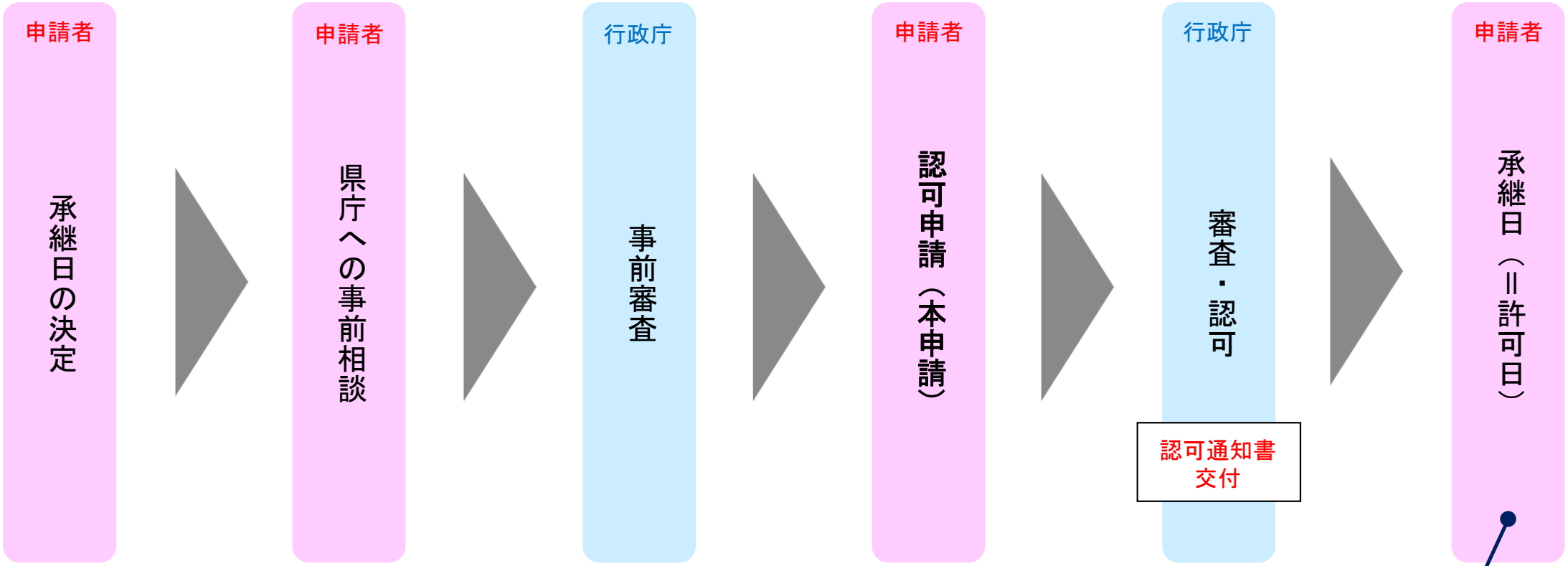


３部郵送
or
３部持参
or
電子申請（ＪＣＩＰ）

譲受側の所在地	申請窓口	電話番号
和歌山市	海草振興局建設部	073-488-1705
海南市、紀美野町	海草振興局建設部 海南工事事務所	073-483-4824
岩出市、紀の川市	那賀振興局建設部	0736-61-0028
橋本市、かつらぎ町、 九度山町、高野町	伊都振興局建設部	0736-33-4937
有田市、湯浅町、 広川町、有田川町	有田振興局建設部	0737-64-1267
御坊市、日高町、美浜町、由良町、 印南町、みなべ町、日高川町	日高振興局建設部	0738-24-2918
田辺市、上富田町、白浜町	西牟婁振興局建設部	0739-26-7960
串本町、古座川町、すさみ町	東牟婁振興局 串本建設部	0735-62-0755
新宮市、那智勝浦町、 太地町、北山村	東牟婁振興局 新宮建設部	0735-21-9652

日程には**余裕をもって**、
計画的かつ**速やかに**申請をお願いします。

認可申請の流れ



承継日が許可日となり、
その翌日から５年間が許可の有効期間

承継日の前日までは、譲渡側は有効な建設業許可を保持し続ける必要がある。

★経営管理責任者と専任技術者の常勤性、健康保険の加入 等

認可申請を考えている場合は

事前に、
できるだけ早く、
県庁技術調査課にご相談を！

認可は急にはできません！

入札参加資格の承継も同時にご相談ください。

令和８年度　建設業法等研修会

（１）建設業法等の改正について

（２）譲渡及び譲受の認可申請について

（３）監督処分について

和歌山県　県土整備部
県土整備政策局　技術調査課

監督処分について

建設業法違反

その他の法令違反

不誠実な行為

等

監督処分の対象

指示処分

建設業法第２８条第１項

法令違反や不適正な事実の是正のため、建設業者が具体的にとるべき措置を命ずる行政命令。

営業停止処分

建設業法第２８条第３項

１年以内の期間を定めてその営業の全部又は一部の停止を命ずる行政命令。
指示処分では十分ではない場合や、指示処分に従わない場合に行われる。

許可取消処分

建設業法第２９条、第２９条の２

建設業者が有する建設業の許可を取り消す。
許可要件を満たさなくなった場合や、重大な不正行為を行った場合に行われる。

営業の禁止

建設業法第２９条の４第１項

処分対象が法人：法人の役員等※
処分対象が個人：その者及び相当の責任を有する支配人

営業停止処分

営業の停止を命ずる期間と同じ期間を定めて新たに営業を開始すること及び停止を命ずる範囲の営業を目的とする法人の役員になることを禁止する。

許可取消処分

取り消される建設業について５年間、新たに営業を開始することを禁止する。

公表

- 監督行政庁で「監督処分簿」を備え付け、閲覧に供する。
- 県報登載
- 報道機関に情報提供する場合もある。
- 国交省「ネガティブ情報等検索サイト」掲載

※役員等　：　取締役、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等、法人に対して取締役と同等以上の支配力を有する者が含まれる。

最近の主な改正

「和歌山県における建設業者等の不正行為等に対する監督処分の基準」

廃棄物処理法違反

令和4年6月13日施行

宅地造成及び特定盛土等規制法違反

令和5年5月26日施行

対応が厳格化

営業停止 １５日以上

役員等又は政令で定める使用人が
拘禁刑に処せられた場合

営業停止 ７日以上

それ以外の役職員が
刑に処せられた場合

自動車運転死傷処罰法違反

令和8年10月30日施行

公衆に死亡者又は３人以上の負傷者

営業停止 ７日以上

役員等が刑に処せられ
公衆に重大な危害

指示処分

危害の程度が軽微

建設業法、その他関連法令の趣旨
をご理解のうえ、
遵守及び適切な運用をお願いします。

